

転入者 ガイド



えひめ | とう おん し
東 温 市

「東温（とうおん）」の文字をモチーフに、
「と」と「う」を両手で、「on（おん）」を笑顔で
表現したロゴマークです。

まちの“温かさ”をイメージし、
「一人ひとりが手を取り合って暮らせるように」
という願いも込められています。

令和7年4月発行

目次



東温市役所

住 所：〒791-0292 東温市見奈良 530 番地 1
電 話：089-964-2001（代表）
開庁時間：月曜日から金曜日（土日、祝日、年末年始を除く）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

I. 情報発信ツール

- ・東温市公式ホームページ、SNS、
移住・定住支援ポータルサイト、観光・物産PRサイト等……P1
- ・とうおんアプリ・東温市LINE、とうおんメール …………… P2

II. 手続きあれこれ

- ・住民異動・印鑑登録など ……P3
- ・国民健康保険、介護保険 ……P4～5
- ・後期高齢者医療保険 ……P5
- ・医療費の助成 ……P6
- ・税金 ……P6～7



III. 住まいとくらし

- ・上水道、下水道 ……P8
- ・浄化槽、ごみ、犬の登録 ……P9

IV. 医療機関・公共施設等一覧表

- ・医療機関・歯科医院 ……P10
- ・保育施設、児童館、小・中学校 ……P11

市章



東温市の『と』をデザイン化し、躍動する人をイメージしています。赤い丸は夢を育む情熱のまち、青色・緑色は豊かな自然を表わし、二重に重なる構成は、二町合併を意味します。

市の花 さくら



日本を代表する花として広く愛され、市内には、桜三里、源太桜、玉糸桜、塩ヶ森公園、重信川の公園など、数々の名所があり、多くの市民に親しまれています。

市の木 はなみずき



春から夏にかけて樹冠いっぱい咲く花や美しい秋の実と紅葉など、一年を通じて楽しめ、育てやすく新鮮さと親しみのある木です。

東 温 市 の

1 東温市公式ホームページ



東温市の公式ホームページでは、市からのお知らせやイベント情報など多岐にわたる情報を発信しています。

必要な情報がすぐに探しだせるよう、ユーザー目線に立ったりリニューアルを行いました。

災害時には災害用トップページに切り替わり、災害時にも各 SNS ツールと連携しながら市民の皆さまに最新情報をお届けします。

2 東温市公式 SNS

市民交流の活性化を図ることを目的に、市内で開催されるイベント情報、市の施策など身近な情報発信ツールとして、ソーシャルメディアアカウントを開設しています。「いいね！」や「フォロー」をお願いします。



東温市公式 Facebook ページ
(@tooncity.ehime)



東温市公式 X
(@toon_city)



東温市公式 Instagram
(@toon.city)



東温市公式 YouTube
チャンネル



3 東温市移住・定住支援ポータルサイト



東温市への移住・定住を促進するため、移住希望者へ「市概要」「空き家情報」「暮らし体験談」「主なイベント情報」などを発信しています。

空き家物件情報や暮らし体験談は随時募集しています。自然豊かな東温市でのあなたの暮らしを発信したい方、空き家物件をお探しの方は、お気軽にお問合せください。

4 観光・物産 PR サイト等

東温市の魅力ある観光・物産を PR している「(一社) 東温市観光物産協会」「いのとん」の公式ホームページ及びソーシャルメディアアカウントです。ホームページでは、いのとんのイラストや壁紙がダウンロードできるほか、いのとんグッズの紹介なども行っています。ぜひ「いいね！」や「フォロー」をお願いします。



いのとん公式 Facebook ページ



いのとん公式 X
(@inoton0325)



いのとん公式 Instagram
(@inoton.official)

とうおん旅あそび



いのとんに夢中



情報発信ツール

5 とうおんアプリ・東温市 LINE

とうおんアプリ

防災・お知らせ情報を受け取れるアプリ



- 1 防災情報**
防災行政無線の音声や市からの緊急情報を受け取れます。
- 2 市からのお知らせ**
暮らしに役立つ市からのお知らせを手軽に受け取れます。
- 3 防災マップ情報**
市が発行している防災マップの情報を確認できます。
- 4 いざという時に**
災害時の安否確認や役立つリンク集。

東温市 LINE

市民の皆様からの情報を受け付けます



- 1 市民通報機能**
道路の破損などについて、LINEを使って通報できます。
- 2 ごみの分別検索機能**
捨てたいごみの名前を入力すると、分別方法を回答。
- 3 市からのお知らせ**
暮らしの情報・広報のお知らせを配信。

アプリの登録方法



Android はこちら



iPhone はこちら



アプリをダウンロードして、説明に従って各設定を入力してください。

問 東温市 総務部 危機管理課
☎964-4483

LINE 友だち追加方法

QRコードから登録



検索でIDから登録

or



と入力してください

問 東温市 総務部 総務課
☎964-4400

6 とうおんメール

市からのお知らせや、福祉・健康・子育て情報などを登録された携帯電話やパソコンにメール配信しています！

ご登録の前に

- メール配信サービスの利用規約に同意していただいた上で、ご登録をお願いいたします。
- 「@toonmail.city.toon.ehime.jp」ドメインか「info@toonmail.city.toon.ehime.jp」のアドレスからのメールを受信許可してください。
- URL付きメールの受信を許可する設定を行ってください。

↓ PC・スマホ

↓ ガラケー



サイトにアクセスして空メールを送信してください。



Ⅱ. 手続きあれこれ

住民異動・印鑑登録など

市民課 ☎964-4404

●住民票の写しなど証明書の取得

本庁市民課または川内支所で発行できます。

窓口での申請は本人と同一世帯の方が可能です。その際には本人確認のため身分証明書、それ以外の方が代理申請する場合には、委任状も必要です。

※住民票の写しは原則として「住民票コード」「マイナンバー」を省略して交付しています。

また、マイナンバーカードをお持ちの方は全国のコンビニで取得ができる「コンビニ交付サービス」をご利用いただけますので、是非ご活用ください。

●コンビニ交付サービス

◆利用できる店舗

全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソンなど、マルチコピー機が設置されている店舗

◆利用時間

午前6時30分から午後11時まで

※12月29日～1月3日、メンテナンス日除く

◆必要なもの

- ①利用者証明用電子証明書付のマイナンバーカード
- ②利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）

◆取得できる証明書

- ①東温市に住民登録がある方

- ・住民票
- ・印鑑登録証明書
- ・所得証明書（所得金額のみ）※
- ・記載事項証明書（課税・非課税）※

※1月1日時点に東温市に住民登録がある方が対象です。

- ②東温市に本籍がある方※

- ・戸籍証明書
- ・戸籍の附表

※東温市に住民登録がない方は、利用申請が必要です。

東温市 コンビニ交付

検索

●パスポートの申請

転入時のパスポートの住所変更の届出については必要ありません。詳しくは市民課へお問い合わせください。

◆取扱日時（土・日・祝日、年末年始を除きます。）

【申請受付時間】

8:30～17:00

【旅券受取時間】

8:30～17:15

◆申請から交付までの日数

土・日・祝日、年末年始を除いて7日間

●印鑑登録

◆印鑑登録の申請

本庁または川内支所で申請してください。

◆印鑑登録ができる方

東温市に住民登録をしている方（外国人も含む）
ただし、15歳未満、意思能力のない方は登録できません。

◆必要なもの

本人申請の場合

- ①登録する印鑑 ②本人確認書類

（運転免許証など官公署発行の写真付き身分証明書）

※②をお持ちでない場合は、東温市に印鑑登録をしている方の保証書（市の定める様式に保証人の氏名、住所、生年月日、カード番号を書き、実印を押印）があれば、登録できます。

※上記以外の申請の場合は、本人に照会書を郵送、その照会に対する回答書を持参することにより、登録できます。

代理人申請の場合

- ①登録する印鑑（本人の印鑑）

- ②代理人の印鑑 ③代理権授与通知書（委任状）

※申請書を受理した後、本人に照会書を郵送、その照会に対する回答書を持参することにより登録できます。

◆登録できない印鑑

- ①住民基本台帳に記録されている氏名以外の文字を表しているもの。
- ②ゴム印など変形しやすいもの。
- ③同一の印影が機械的に量産されているもの。
- ④印影が不鮮明なものや文字が判読できないもの。
- ⑤印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または25mm以下の正方形に収まらないもの。
- ⑥外枠が著しく欠けているもの。

◆印鑑登録証明書の発行

- ①印鑑登録をすると東温市民カード（印鑑登録証）を交付します。

- ②印鑑登録証明書が必要なときは、必ず東温市民カードを提示してください。（印鑑は不要）

※本人が来庁する場合は、マイナンバーカードでも交付できます。



国民健康保険

市民課 ☎964-4471

保険の主な届出などについてご紹介します。各種届出には、マイナンバー（世帯主と加入者）、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）が必要です。保険税についてはP.6をご覧ください。

●異動の届出は14日以内に！

こんな場合の手続き		必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	▶転出証明書（※1）
	他の健康保険を脱退したとき	▶他の健康保険の資格喪失証明書
	生活保護を受けなくなったとき	▶生活保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	▶母子健康手帳
国保を脱退するとき	他の市区町村へ転出するとき	▶転出される方の保険証（※2）または資格確認書（※3）
	他の健康保険に加入したとき	▶他の健康保険の資格情報のお知らせまたは資格確認書（※4） ▶国保の保険証（※2）または資格確認書（※3）
	生活保護を受けはじめたとき	▶生活保護開始決定通知書 ▶脱退される方の保険証（※2）または資格確認書（※3）
	死亡したとき	▶死亡を証明するもの ▶亡くなられた方の保険証（※2）または資格確認書（※3）
その他	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	▶保険証（※2）または資格確認書（※3）
	保険証（※2）または資格確認書（※3）を無くしたとき、汚れて使えなくなったとき	▶使えなくなった保険証（※2）または資格確認書（※3）
	修学のため、子どもが他の市区町村に住所を異動するとき	▶在学証明書または学生証 ▶保険証（※2）または資格確認書（※3）
	他の市区町村にある病院や施設に住所を異動するとき	▶在所証明書 ▶保険証（※2）または資格確認書（※3）

（※1）マイナンバーカードをお持ちの方で「マイナポータル」から申請された方は不要です。

（※2）令和6年12月1日以前に交付されたもので、有効期限内のものに限ります。

（※3）マイナ保険証をお持ちの方には、原則「資格確認書」は交付されませんので不要です。

（※4）他の健康保険から未交付のときは加入したことを証明するもの

資格を得る（加入する）日	資格がなくなる（脱退する）日
①職場の健康保険などの資格が無くなった日	①職場の健康保険などに加入した日の翌日
②他の市区町村から転入した日	②他の市区町村へ転出した日
③生活保護を受けなくなった日	③生活保護を受けはじめた日
④出生した日	④死亡した日の翌日

詳しくは東温市ホームページ「こんなときには国民健康保険の届出を」をご覧ください。

介護保険

長寿介護課 ☎964-4408

●介護サービス・介護予防事業

介護予防や介護保険サービスの利用についての相談をお受けしています。

また、介護予防のための各種教室を開催しています。

介護予防のための教室	内 容
運動教室	健康センターや集会所等での運動教室、さくらの湯やトレーニングジム内のプールを使った教室を実施しています。 （参加費用については、長寿介護課へお問い合わせください。）
脳トレ大学	集会所等で、音楽、体操、ゲーム、クイズなど、脳に働きかけ、鍛えるトレーニングを行う教室を開催しています。（1回200円）

●保険料

- ・保険料は所得の状況に応じて決定し、保険料基準額は3年ごとに見直しを行います。
- ・年度の途中で被保険者の資格を取得したときや喪失したときは、月割りで計算した保険料になります。

特別徴収	年間 6 回 (2・4・6・8・10・12月)	原則、年金から差し引かれますが、異動（年齢到達・転入等）後しばらくは普通徴収となります。
普通徴収	年間 10 回（6月～3月）	納付通知書や口座振替で納めてください。

後期高齢者医療保険

市民課 ☎964-4471

●こんなときは必ず届出を

各種届出には、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）が必要です。下記以外のものが必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

こんなときは	必要なもの
県内で住所が変わったとき	▶保険証（※1）または資格確認書（※2）
県外へ転出するとき	▶保険証（※1）または資格確認書（※2）
県外から転入したとき	▶負担区分等証明書
生活保護を受けなくなったとき	▶生活保護停廃止決定通知書
生活保護を受けるようになったとき	▶保険証（※1）または資格確認書（※2） ▶生活保護開始決定通知書
被保険者が死亡したとき	▶亡くなられた方の保険証（※1）または資格確認書（※2） ▶預金通帳（葬祭執行者、代表相続人） ▶喪主が確認できるもの（会葬礼状、葬祭費用に係る領収書）等
保険証（※1）または資格確認書（※2）を紛失・破損したとき	▶本人確認書類 ▶破損した保険証（※1）または資格確認書（※2）
一定の障がいがある方が 65 歳になったとき、または一定の障がいのある状態となったときで認定を希望されるとき（65 歳から 74 歳の方）	▶保険証（※1）または資格確認書（※2） ▶各種手帳（身体障害者手帳・療育・精神障害者保健福祉手帳）等、障がいの程度が分かる書類
広域連合による障害認定を撤回するとき（65 歳から 74 歳の方）	▶保険証（※1）または資格確認書（※2）
交通事故等で保険証（※1）または資格確認書（※2）を使って治療を受けるとき	▶保険証（※1）または資格確認書（※2） ▶第三者行為による傷病届 ▶事故証明書

（※1）令和6年12月1日以前に交付されたもので、有効期限内のものに限ります。

（※2）令和7年8月1日以降は、マイナ保険証をお持ちの方には、原則「資格確認書」は交付されませんので不要です。

●保険料

保険料の支払は原則、年金から差し引きする特別徴収で行われますが、ご希望により預金口座から振り替える普通徴収とすることが可能です。（別途 申込が必要）

特別徴収	年間 6 回 (2・4・6・8・10・12月)	原則、年金から差し引かれますが、異動（年齢到達・転入等）後しばらくは普通徴収となります。
普通徴収	年間 9 回（7月～3月）	納付通知書や口座振替で納めてください。

※年度の途中で被保険者の資格を取得したときや喪失したときは、月割りで計算した保険料になります。

※所得によって保険料が軽減される等、軽減措置があります。

医療費の助成

社会福祉課 ☎964-4406

健康保険に加入し、以下の要件に該当する方は、医療費の助成（保険給付に限る）を受けることができます。
ただし、未熟児養育医療給付は、**健康推進課（総合保健福祉センター内・☎964-4407）**へお問い合わせください。

●子ども医療費助成

18歳到達年度の3月31日まで

●ひとり親家庭医療費助成

- ・ひとり親家庭の家庭主と20歳未満の子
- ・大学等に在学している場合は、20歳を過ぎても延長できることがあります。
- ・所得制限あり

●重度心身障害者医療費助成

身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aまたは身体障害者手帳3級から6級かつ療育手帳Bのいずれかを所持する方

●未熟児養育医療給付

体重2,000g以下または生活力が特に未熟で、入院養育が必要な子ども（1歳未満）

●助成を受ける手続きは…

保険証、その他必要書類（係にお問い合わせください）を持参し、申請してください。

受診する際、保険証と受給者証の提示をすれば、外来・入院など医療費の一部負担金を助成します。ただし、入院時の食事代等、自費は除きます。

税 金

税務課 ☎964-4403

●市県民税

◆納めていただく方

個人の市県民税は、毎年1月1日にお住まいの市区町村で、前年中の所得に対して課税されます。
年の途中で他の市区町村から転入された方のその年度分の市県民税は、前の住所の市区町村へ納めていただくことになります。

翌年度分からは東温市で課税されます。

◆納める方法

①普通徴収

農業や自営業などの方には納税通知書を送付しますので、年4回（6・8・10・1月）に分けて納めてください。

②特別徴収（給与）

給与所得者は、毎月の給与から事業所が天引きし、翌月10日までに事業所が市に納めます。

③特別徴収（年金）

一定条件に該当する年金受給者の方は、年金支払者が毎回の年金から天引きを行い、市に納めます。

●固定資産税

◆納めていただく方

1月1日現在、市内に土地・家屋・償却資産を所有している方。

◆算定のあらまし

土地・家屋は原則として3年ごとに評価の見直しを行い、償却資産については、毎年申告に基づいて評価額を決定し、その上で税額を算定します。

◆納める方法

税額、納期などを記載した納税通知書を送付しますので、年4回（4・7・12・2月）に分けて納めてください。

●国民健康保険税

◆納めていただく方

国民健康保険に加入している世帯の世帯主（世帯主が国民健康保険以外の保険に加入している場合でも、世帯に国保の被保険者がいれば、世帯主が納税義務者になります。）

◆算定のあらまし

保険税の額は、所得割（被保険者の前年の所得に応じて計算）、均等割（加入者数に応じて計算）、平等割（1世帯ごと）の合計金額です。

また、保険税は届出のあった月ではなく、国保被保険者としての資格を得た月から納めることになっています。前の市区町村で国保に加入し、転入後も引き続き国保に加入される方は、転入月から東温市へ保険税を納めていただくこととなります。

◆納める方法

①普通徴収

税額・納期などを記載した納税通知書を送付しますので、年10回（6～3月）に分けて納めてください。

②特別徴収（年金）

一定条件に該当する年金受給者の方は、年金支払者が毎回の年金から天引きを行い、市に納めます。

※保険の届出についてはP.4をご覧ください。

●軽自動車税（種別割）

◆納めていただく方

4月1日現在、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車、三輪・四輪の軽自動車などを所有している方に課税されます。

◆手続き等

軽自動車等の住所変更手続きを必ず行ってください。

手続きをされた方には納税通知書を送付しますので、年1回、5月に納めてください。（4月2日以降に手続きをされた方は、翌年度分から東温市で課税されます。）

その後も廃車や名義・住所変更などの際は必ず申告してください。

◆申告先

種 別	場 所
原動機付自転車 （125cc 以下） 小型特殊自動車	東温市役所税務課 ☎964-4403
125cc を超える 二輪車	愛媛運輸支局 ☎050-5540-2076
軽自動車 （三輪・四輪）	愛媛県軽自動車検査協会 ☎050-3816-3124

●納期

各税の納期は次のとおりです。

税 目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
市県民税（普徴）			1 期		2 期		3 期			4 期		
固定資産税	1 期			2 期					3 期		4 期	
軽自動車税（種別割）		全期										
国民健康保険税（普徴）			1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期	10 期

口座振替のご案内

取扱金融機関の預貯金口座から、振替により納税することができます。市内の取扱金融機関及び市役所に振替依頼書がありますので、必要事項を記入のうえ押印し、取扱金融機関または市役所窓口にてお申し込みください。（郵送が可能な場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。）

【口座振替できる税・料金】

市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、
国民健康保険税（普通徴収）、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、
介護保険料（普通徴収）、住宅使用料、上下水道料金、
下水道受益者負担金、保育所保育料、児童クラブ利用料

（取扱金融機関）

○伊予銀行 ○愛媛銀行
○愛媛信用金庫
○ゆうちょ銀行
○えひめ中央農業協同組合
○松山市農業協同組合

Ⅲ. 住まいとくらし

上水道

上下水道課（料金・窓口業務） ☎964-4416

●水道料金

- ・料金は水道使用水量に応じて納めていただきます。
- ・水道料金の納入は2か月毎（偶数月）です。
- ・支払方法は口座振替または納付通知書による支払いとなりますが、便利な口座振替制度を是非ご利用ください。

●こんな時には届出を！

- ・水道を使い始めるとき、または使用しなくなったとき
- ・引っ越しなどで使用者（所有者）の名義が変わるとき
- ・宅内水道管などの改造・修繕を行うとき

◆水道料金表（口径 13mm、2 か月の場合）〔税別〕

区分	使用水量	使用料金
基本料金		1,200 円
従量料金 1 m ³ につき	1 m ³ ～ 20 m ³ まで	76 円
	21 m ³ ～ 40 m ³ まで	128 円
	41 m ³ ～ 60 m ³ まで	166 円
	61 m ³ ～ 80 m ³ まで	224 円
	81 m ³ ～100 m ³ まで	241 円
	101 m ³ 以上	295 円

●水漏れ・故障

- ・蛇口からの漏水、メーター以降の宅内水道管の修理などは、東温市指定工事業者または東温市管工事業協同組合（960-5677）へ依頼してください。修理費用等は、使用者（所有者）の負担になります。
- ・漏水を東温市指定工事業者が修理した場合、料金を減額できることがありますので、詳しくは上下水道課までお問い合わせください。
- ・水道のメーターは、常に見やすくしておき、止水栓を全開にした場合に、全ての蛇口から水が漏れていないか、定期的に確認しましょう。



蛇口をしめてもパイロット部分が回っていれば漏水している可能性が高いと思われます。

パイロット

下水道

上下水道課（料金・窓口業務） ☎964-4416

●下水道使用料

- ・使用料は、流した汚水の量（上水道をお使いのご家庭は水道使用水量）に応じて納めていただきます。
- ・下水道使用料の納入は、水道料金と合わせて2か月毎（偶数月）です。
- ・支払方法は口座振替または納付通知書による支払いとなりますが、便利な口座振替制度を是非ご利用ください。

●こんな時には届出を！

公共下水道、農業集落排水（以下「下水道など」）を使われる方で次に該当する場合。

- ・下水道などを使い始めるとき、または休止するとき
- ・使用者（所有者）の名義が変わるとき
- ・水道以外の水（井戸水など）を使用される方で、使用人数が変わるとき
- ・受益者負担金を納める方の名義が変わるとき

◆下水道使用料金表（2 か月の場合）〔税別〕

区分	使用水量	使用料
基本使用料		1,200 円
従量使用料 1 m ³ につき	1 m ³ ～ 20 m ³ まで	87 円
	21 m ³ ～ 40 m ³ まで	172 円
	41 m ³ ～ 60 m ³ まで	188 円
	61 m ³ ～100 m ³ まで	218 円
	101 m ³ ～200 m ³ まで	235 円
	201 m ³ 以上	253 円

浄化槽

環境保全課 ☎964-4415

●保守点検・法定検査

- 機能を維持するために、年間を通じての保守点検と、年1回以上の清掃が必要です。
- 保守点検や清掃とは別に、法定検査を受けなければなりません。

＜保守点検及び法定検査のお問い合わせ先＞

（公社）愛媛県浄化槽協会 ☎925-2826

●し尿・浄化槽汚泥の汲み取り

汲み取り便所・浄化槽を設置している方で汲み取りをされる方は早めに申し込みをしてください。

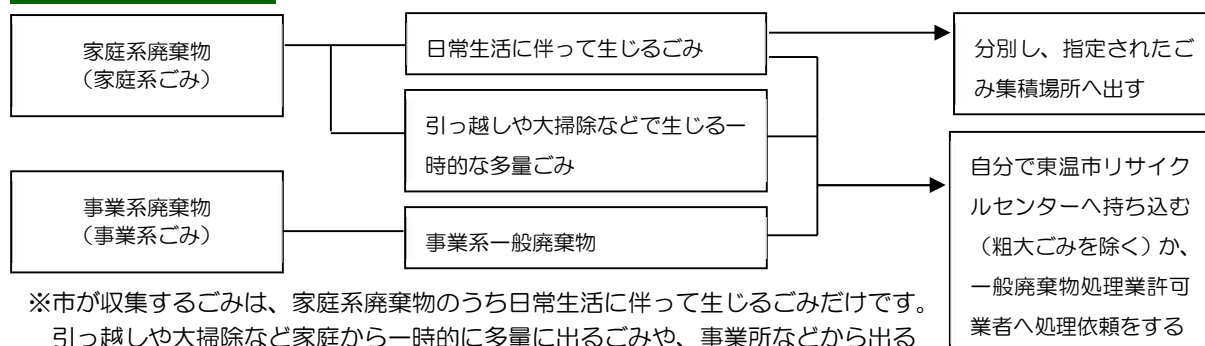
【許可業者】櫛カトウ ☎933-7900

ごみ

環境保全課 ☎964-4415
リサイクルセンター ☎966-4989

東温市では、ごみの減量化などのため「指定ごみ袋制度」を導入しています。
水切り、分別の徹底及び再資源化（リサイクル）にご協力ください。

●ごみの処理方法



※市が収集するごみは、家庭系廃棄物のうち日常生活に伴って生じるごみだけです。
引っ越しや大掃除など家庭から一時的に多量に出るごみや、事業所などから出るごみは収集しません。許可業者については、環境保全課へお問い合わせください。

●燃やすごみ袋の配布

住民票がある世帯に、年間100枚ずつ無償配布しています。（配布月に応じて配布枚数が減少します）

世帯員数	3人世帯まで	4人世帯以上
袋の種類	小袋（30 ㍻）	大袋（50 ㍻）

●燃やすごみ袋の交換

大袋30枚と小袋50枚を交換します。

希望する方は、指定袋（未開封）を持って窓口にお越しください。なお、指定袋は東温市以外で使用できませんので、転出等で不要となった場合は、お手数ですが窓口までお持ちください。

旧重信町及び旧川内町のごみ袋は交換できません。

（使用は可能です）

※配布・交換は川内支所でも行っています。

●燃やさないごみの収集

分別の詳細は、配布している「家庭ごみの分別と正しい出し方」をご覧ください。

また、収集日等は環境保全課にお問い合わせください。

●ごみを出すときは

- 正しく分別し、決められた時間に指定場所へ出してください。
- 燃やすごみは必ず市の指定袋で、地区名・名前を記入してください。
- 地区外からのごみの持込みはやめましょう。



犬の登録

環境保全課 ☎964-4415

●登録の変更

- 前住所地の市区町村で登録をしている飼い犬の鑑札を東温市の発行する鑑札に変更します。
- 前住所地の市区町村で発行した鑑札を持って窓口にお越しください。紛失された場合は窓口でその旨お伝えください。
- 飼い主の変更があった場合も届出が必要になりますので、窓口にお越しください。

Ⅳ. 医療機関・公共施設等一覧表

◎医療機関

	医療機関名	電話番号
総合病院	国立大学法人 愛媛大学医学部附属病院	964-5111
	独立行政法人国立病院機構 愛媛医療センター	964-2411
	愛媛県立子ども療育センター	955-5533
	愛媛十全医療学院附属病院	966-5011
婦人科	パールレディースクリニック	955-0082
小児科	石川小児科	955-0333
	いのうえ小児科	955-0055
内科	池川内科・神経内科	964-7787
	いずみ内科循環器クリニック	961-1195
	こばやし内科クリニック	960-5311
	辻井循環器科・内科	964-0013
	西野内科クリニック	964-2200
	西村医院	964-2461
	藤本内科クリニック	960-5500
	訪問診療クリニック 六花	948-4677
	山本内科胃腸科	966-2066
皮膚科 耳鼻科	さとう耳鼻咽喉科クリニック	990-1133
	八木耳鼻咽喉科皮膚科医院	964-5400
眼科	生島眼科	960-5000
	いずみだ眼科	955-0080
	隻手薬師石川眼科	955-5558
器泌 科尿	重信クリニック	964-1188
整形 外科	たけもと整形外科クリニック	955-5888
	辻整形外科クリニック	960-6555
	西本整形外科	964-1611
外科 脳神経	中野クリニック	960-5800
心療 内科	春香メンタルクリニック	993-7710
	このはな脳とこころの診療所	955-5087

◎歯科医院

歯科医院名	電話番号
石山歯科医院	966-3435
上田歯科医院	964-9955
駅前歯科医院	964-8241
オリーブ歯科クリニック	993-7676
菅野歯科医院	966-3911
河野歯科医院	955-5505
近藤歯科クリニック	964-8807
さくら歯科	966-1776
重信歯科医院	964-7474
菅原歯科医院	964-0118
にこデンタルクリニック	909-4425
日野歯科医院	964-2201
ひまわり歯科	961-4700
渡部祐子歯科	966-5950

「救急車？」それとも「今すぐ病院？」
判断に迷ったとき

えひめ救急電話相談

☎ #7119 (24 時間 365 日)

救急指定病院・休日当番医

病院案内ガイダンス

☎ 050-1809-1913

子どもの急病等で受診するか迷ったとき

愛媛県子ども医療電話相談

☎ #8000

平日:午後 7 時～翌朝 8 時
土曜日:午後 1 時～翌朝 8 時
日・祝:午前 8 時～翌朝 8 時

◎市立保育所 保育時間：午前 8 時から午後 4 時まで（月～金曜日）

市立保育所名	所在地	電話番号	入所可能年齢	早朝保育	居残り保育	延長保育 (月～金)	土曜保育
双葉保育所	志津川 210	964-2233	4 か月から	午前 7 時 から	午後 6 時 まで	午後 7 時 まで	午後 6 時 まで ※就労のみ
南吉井保育所	田窪 1095-2	964-2235					
南吉井第二保育所	牛淵 2003-3	964-3122					
拝志保育所	下林甲 2031	964-3003					
川内保育園	南方 279	966-2288					
上林保育所	上林甲 2532	964-6111	満 3 歳児となった 翌月から				

※離乳食・歩行が完了していない乳幼児については、延長保育を受けることができません。

※保育の内容等については、各保育所で異なるため、お問い合わせください。

※上林保育所は休所しています。（令和 7 年度）

◎私立保育施設等

私立施設名	所在地	電話番号	備考
ひかり認定こども園	見奈良 1537-9	964-2950	認定こども園
キッズパオ東温あおぞら園	北野田 808-1	948-4467	小規模保育 A 型
スポキッズなかよし保育園	志津川 1407	964-5070	小規模保育 A 型
よつば保育園	志津川 156-5	964-5151	小規模保育 A 型
小規模保育園むぎの穂	横河原 291-2	080-3163-4111	小規模保育 A 型
きらり園	牛淵 1003-4	955-2275	小規模保育 B 型
ささゆり保育園	田窪 1006-1	989-5536	小規模保育 B 型
東温保育園	田窪 1006-1	955-5561	認可外
むぎの穂保育園	横河原 291-3	080-3163-4111	認可外



◎市立幼稚園及び認定こども園

市立幼稚園名	所在地	電話番号
重信幼稚園	田窪 1108	964-3092
川上幼稚園	北方甲 2655	966-3755
東谷幼稚園	則之内甲 296-1	966-3708
西谷幼稚園	則之内乙 835	966-5850
認定こども園 北吉井幼稚園	樋口 1400	964-5952

※東谷幼稚園は休園しています。（令和 7 年度）

◎児童館

施設名	所在地	電話番号
いわがらこども館	横河原 1368-1	960-5003
さくらこども館	南方 285-1	966-6169
よしいのこども館	田窪 1071-10	955-2026

◎市立小学校

小学校名	所在地	電話番号
北吉井小学校	志津川 131	964-2119
南吉井小学校	田窪 1100	964-3504
拝志小学校	下林甲 1585	964-2015
上林小学校	上林甲 2565	964-3574
川上小学校	北方甲 2655	966-2021
東谷小学校	則之内甲 334	960-6711
西谷小学校	則之内乙 835	960-6411

◎市立中学校

中学校名	所在地	電話番号
重信中学校	志津川 991	964-2007
川内中学校	南方 467-1	966-2031





東温市役所 964-2001（代表）

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1

編集：東温市総務部企画財政課

※内容に変更がある場合がございます。

詳しくはお問い合わせください。